

要 求 條 項

- 一 強制解退職者ヲ速時復職セシメルコト
- 一 強制退職者ニ對スル損害一切會社ニテ負擔スルコト
- 一 休業中ノ日給全額支給サレタシ
- 一 従業員ノ勞働組合加入ノ自由ヲ認メ同時ニ誓約證中ノ之ニ關スル條項ヲ消除サレタシ
- 一 従業員ノ門止（外室止）ヲ解除シ今後ハ自由外室トスルコト
- 一 賃銀値上サレタシ（男女工共ニ三割）昭和五年ノ値下ノ點ヲ配慮
- 一 會社ノ食事ハ食券ヲ使用シ通勤者ハ自由トスルコト
- 一 食料ヲ改善サレタシ（米ノ中ニネミクソ（ネズミノクツ）ムシ等ガハイツテキル
- 一 食器ヲ清潔ニシルコト
- 一 寄宿舎ノ一室ニ十名以上入レヌコト（現在三十人）二十疊
- 一 作業時間ヲ嚴守シ晝食休ミニハ運轉ヲ停止サレタシ
- 一 病氣缺勤者ヲ強制出場セシメヌコト

I

- 一 手紙及電報等ハ開封セズニ直チニ本人ニ手交スルコト
- 一 負病者ノ希望スル場合ハ社外醫師ニ診斷セシメルコト
- 一 毎月二回以上晝夜ヲ通ジテ休業セシメルコト
- 一 春秋二回會社ノ費用ヲ以テ慰安會ヲ開催サレタシ
- 一 二ヶ月以上出勤ムル職工ヲ速時本工ニ直スコト
- 一 通勤工ニ社宅手當ヲ復法サレタシ
- 一 定期昇給制度ヲ制定サレタシ
- 一 退職手當制度ヲ制定サレタシ
- 一 十時間ヲ以テ一人工ト定メラレタシ
- 一 高橋工場長、樋口人事係、森工務三氏ハ言動ヲ注意サレタシ
- 一 爭議費用ハ一切會社ノ負擔トスルコト

右 要 求 申 候 也

明日正午マデニ御解答相成度シ

2